

武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 概要版
【令和5年度～令和14年度】
(2023 ～ 2032)

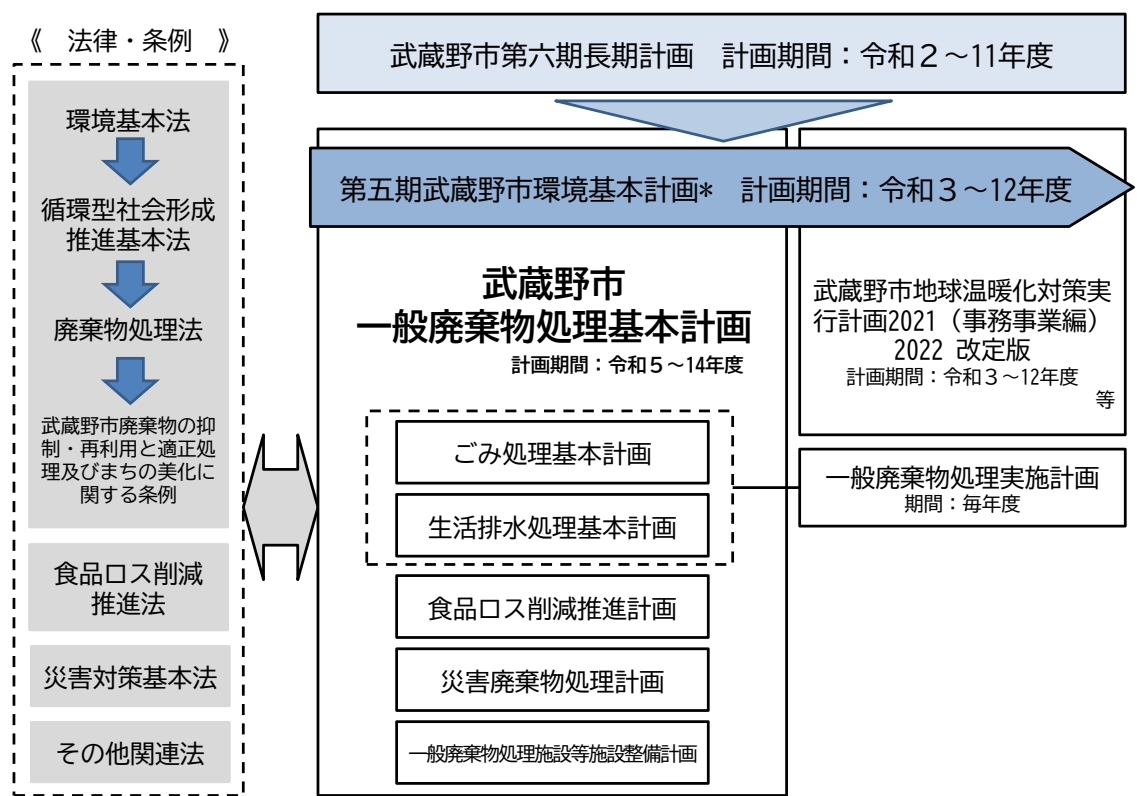
I 総論 (本編1ページ～)

1 計画策定の背景と目的

令和2年1月以降感染拡大と縮小を繰り返している新型コロナウイルス感染症の影響で、ライフスタイルやワークスタイルの変化により家庭ごみは増加、事業系ごみは減少し、現在も影響は継続しています。また、令和2年3月に示された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」、令和4年4月からスタートした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により新たな取組の推進が求められています。

これらを踏まえ、今後の10年間に於いて安全・安心で安定的かつ効率的なごみの収集・処理体制を継続すべく、本市の廃棄物行政の方針や取組を示すものとして、計画の改定を行いました。

2 計画の位置づけ



*環境基本計画は、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱う計画です。

3 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間とします。なお、長期計画との関係性を含め連動した見直しを行うものとします。

Ⅱ ごみ処理基本計画（本編 20 ページ～）

1 基本理念

ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ
～身近なことからみんなで一歩ずつ～

将来にわたり持続可能なまち「むさしの」として発展していくために、市民生活や事業活動において、ごみの発生を可能な限り抑制するとともに、エネルギーや資源の消費を抑え、環境に与える負荷の小さい都市を目指していく姿勢を表し、市民・市民団体、事業者、行政の各主体がそれぞれ、できることから少しずつ取り組んでいこうというものです。

2 基本方針

リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進
市民・市民団体、事業者、行政の連携
安全・安心で安定したごみ処理の維持

- ごみの排出量自体を減らすために、3Rをリデュース・リユース・リサイクルの順に適切に推進することが重要です。これにより、資源やコスト等を有効に活用した省資源・省エネルギーの社会の実現を目指していきます。
- 各主体が、市民生活、事業活動の各部分、各段階において、できることを実行に移していくことが必要です。それらの取組の相乗効果を高めるためには、一人だけ、一事業者だけの取組とするのではなく、相互に連携・補完することが重要です。
- 3Rを推進したうえで、処理せざるを得ないごみについては、環境に与える負荷を極力小さくし、効果的・効率的に処理し、皆さんが安全で安心した暮らしを実現できるよう、安定したごみ処理を継続していきます。

3 計画目標

(1)ごみの発生抑制

①市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量

R3（2021）（実績値）	R14（2032）（目標値）	R3比
637g/人・日	588g/人・日	49g削減（8%）

②事業系持込ごみ年間排出量

R3（2021）（実績値）	R14（2032）（目標値）	備考
5,273t/年	5,471t/年	新型コロナウイルス感染症の影響がおおむね解消された後の反動を極力抑えること

③最終処分量の削減

目標
東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量を順守し、埋立処分量ゼロを維持する

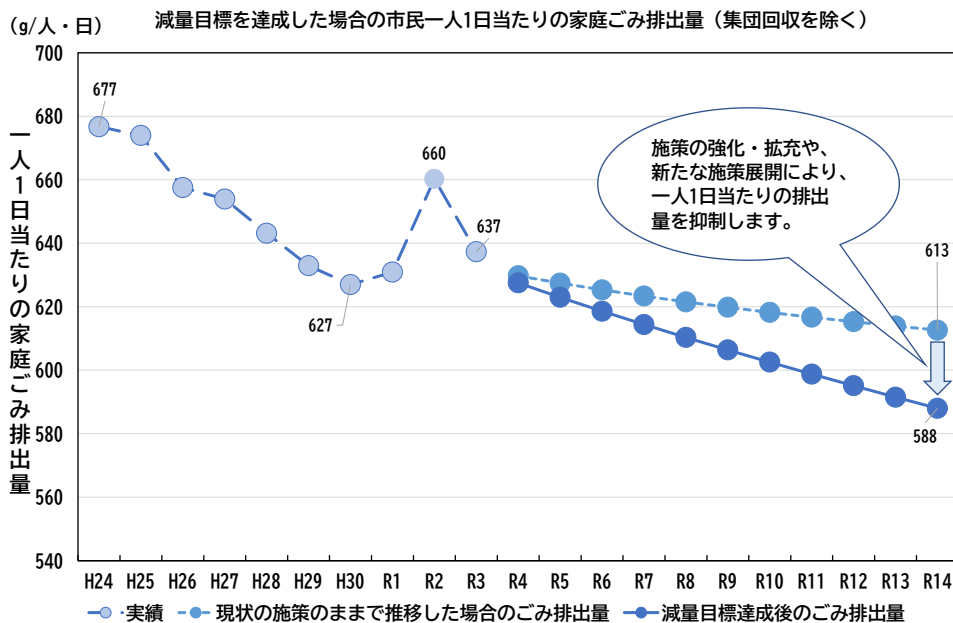
(2)ごみ処理・資源化の効率化とコスト抑制、環境負荷の低減

目標
事業の改善・効率化によるコスト削減 (一般廃棄物処理に係る経費とその内訳のわかりやすい内容での周知)

4 計画目標を達成した場合のごみ排出量将来推計結果

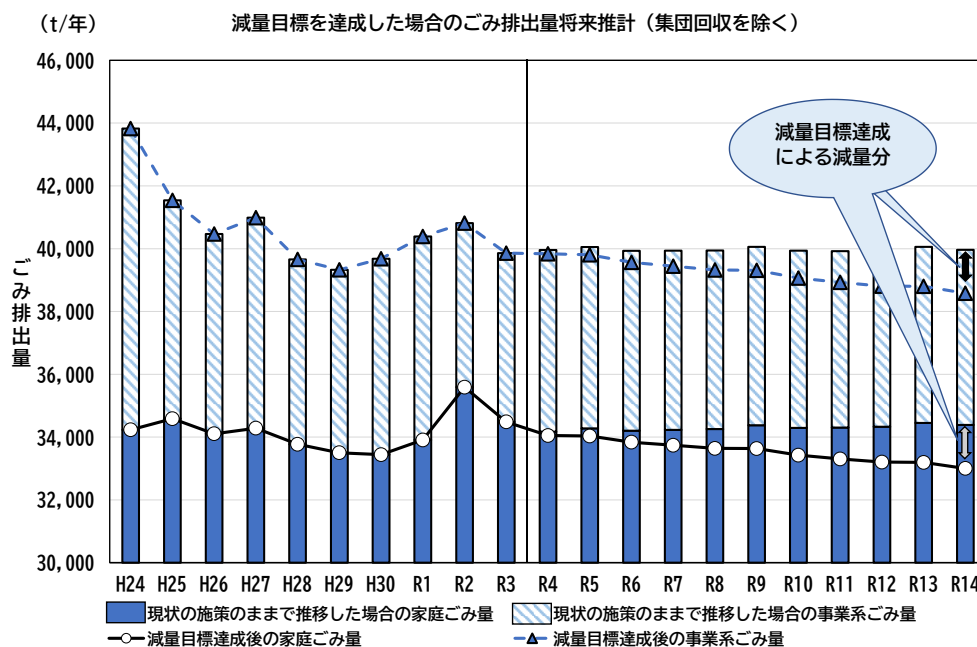
現状の施策のままで推移した場合、令和14年度に一人1日当たりの家庭ごみ排出量は613gとなり、ごみ排出量計は42,047tになると推計しています。従って、目標達成のためにはさらに一人1日当たり25gの減量が必要となります。

<一人1日当たり家庭ごみ排出量>



現状予測の値
613gより、
さらに25gの
排出抑制

<ごみ排出量>



これまでで最も
少ないごみ量（約
3万9千t/年）
となる見込み

5 今後求められる取組

今後10年間で本市が取り組む主な施策は以下のとおりです。

基本施策1

ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

各主体がその責務を果たすなかで、ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制を図ります。

- (1) 排出者責任に基づいたごみの減量
- (2) 分別・リサイクルの推進
- (3) 拠点回収・宅配便回収・集団回収
- (4) ごみと資源物の取扱いの適正化
- (5) 事業系一般廃棄物の減量と資源化
- (6) 食品ロスの削減

基本施策2

連携の推進

市民団体と市は役割分担を踏まえた連携を図ります。

また、団体や市民との交流の場の提供や情報提供を行うことで、団体間の連携や市民の団体への参加の促進に取り組みます。

市民・市民団体・事業者・行政の連携

基本施策3

啓発の拡充

世帯別・年代別等の実態に合った、ごみ・環境に関するわかりやすい啓発事業を実施していきます。そのため、普及啓発・情報提供を効果的なものとなるよう充実・拡充を行います。

(1) 情報提供の推進 **重点施策**

市は、ごみや3R等に関する情報について、ホームページ・市報等の紙媒体・SNS等の様々な情報発信ツールを用い、動画の活用やタイムリーな情報発信等、効果的かつ広く提供します。これにより、市民・市民団体、事業者のごみの発生抑制・排出抑制・分別等の動機付けを図ります。

(2) 学習機会の提供

(3) 子どもへの環境教育

(4) 環境啓発施設を活用した啓発 **重点施策**

クリーンセンターとむさしのエコreゾートが相互に連携しながら、ごみをはじめとして資源・エネルギーその他の環境に関する啓発を推進し、市民一人ひとりの環境配慮行動を促し、市域全域へと広げ、SDGsの達成に貢献します。

基本施策4

ごみ処理の効率化

環境負荷及びコストを踏まえ、ごみ処理の効率化を図ります。

- (1)ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減
- (2)プラスチックの分別・収集・処理についての検討 **重点施策**

市は、持続可能な資源としてバイオプラスチック類製品の普及を推進するとともに、プラスチック資源循環法等を踏まえたプラスチック製品の分別収集・資源化（再商品化）について、コストや事業者の確保等の課題を整理し、実施に向けて検討を進めていきます。

基本施策5

クリーンセンターの運営

クリーンセンターの安全・安心で安定的な施設運営を行うとともに、ごみ発電を核として、市役所本庁舎等の周辺公共施設等と連携させ、地域全体でエネルギーを融通していきます。

- (1)処理施設の安全・安心・安定稼働
- (2)エネルギー供給システムの利活用
- (3)広域連携の検討

基本施策6

最終処分場の有効利用

新たな最終処分場の建設が困難な状況において、最終処分場の利用可能年限延伸のため、焼却残さを減量するとともに、エコセメント事業を継続します。

- (1)埋立処分量ゼロの維持
- (2)エコセメント事業への支援

基本施策7

災害時の対応

地震等の災害時においては、迅速かつ適正な廃棄物処理が必要となるため、地域防災計画に基づき、災害時の体制整備の検討を進めます。

- (1)災害時の体制整備
- (2)災害時のエネルギー供給

Ⅲ 生活排水処理基本計画（本編 40 ページ～）

1 今後の取組

未接続の家庭及び毎年ある程度の発生が見込まれる仮設トイレやビルピットのし尿の収集・運搬・処理については、適正な体制を維持します。

なお、災害時のし尿処理については家庭ごみの処理などと一体的に検討を進めます。

Ⅳ 武蔵野市食品ロス削減推進計画（本編 42 ページ～）

本計画は食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけます。また、「武蔵野市食育推進計画」など本市の諸計画との整合性を図ります。

1 計画目標

国や都の食品ロス削減の基本方針等を踏まえたうえで、次のとおり数値目標を設定します。また、市民・市民団体、事業者、市の連携・協働により、様々な取組を展開し、目標達成を目指していきます。また、排出状況の定期的な把握（ごみ組成分析）により進捗を管理します。

【数値目標】

項目	基準年度	目標年度
	平成30年度（2018）	令和14年度（2032）
食品ロス量	2,847t	2,298t
対H30削減率（％）	-	19.2%
（1人1日当たり食品ロス量）	（53.3g）	（40.4g）

※表の食品ロス量は家庭ごみのみの数値

※平成 30 年度実績値については、平成 28～30 年度の平均値を計画目標の基準として採用

※対 H30 削減率は、東京都の食品ロス量実績及び東京都食品ロス削減推進計画の 2030 年目標に基づき作成

※一人1日当たり食品ロス量は、参考値として示す。

2 目標達成に向けた取組

食品ロスの発生抑制を促すため、幅広い世代の方々に向けた普及・啓発を行います。また、食品ロス削減のために、市民・市民団体、事業者、市が協働して取り組むことが必要です。

【事業（例）】

- ①食品ロス削減レシピ等による広報活動（3R環境講座・クックパッド等）
- ②食品ロス削減のパネル・動画等を活用した啓発の実施
- ③外食、宴会時の「食べきり」啓発物の作成・配布
- ④フードシェアリング事業の促進（TABETE の周知を行う、導入店舗の拡充を図る。）
- ⑤フードバンク・フードドライブの紹介（市内団体、民間事業者等）
- ⑥環境、福祉保健、教育等の各部署との情報共有、連携

V 武蔵野市災害廃棄物処理計画（本編 47 ページ～）

本計画は廃棄物処理法の規定により定める「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」及び災害対策基本法の規定により定める「武蔵野市地域防災計画」に基づき策定するもので、本市の諸計画等（「武蔵野市国土強靱化地域計画」「武蔵野市震災復興マニュアル」等）との整合性を図ります。

1 基本方針

非常災害により生じた一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理について、平時と同様に、市民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、適正な処理を確保し、円滑かつ迅速に処理を進めます。そのために、「武蔵野市災害廃棄物処理基本方針」を定めます。

第一 市民の生活環境の保全	第五 環境面及び衛生面に配慮した処理
第二 計画的な対応・処理	第六 安全の確保
第三 迅速な対応・処理	第七 経済性に配慮した処理
第四 埋立削減、再資源化の推進	第八 東京都、国、他の区市町村、関係機関等との連携協力

2 対象業務等

災害廃棄物の収集運搬、中間処理及び最終処分（災害の規模により、被災建物の撤去及び必要に応じた解体を含む。）を対象業務とします。また、その他の一般廃棄物処理に関しては、特に平時と異なる対応（家庭の粗大ごみの受入制限等）を取ることがあります。

3 災害廃棄物処理の基本的な事項

本計画に基づく災害廃棄物処理の具体的な手順等については、「武蔵野市災害廃棄物対策マニュアル」を別途作成し、同マニュアルに基づく必要業務に着手します。

VI 武蔵野市一般廃棄物処理施設等施設整備計画（本編 56 ページ～）

本計画では、武蔵野市公共施設等総合管理計画で定める基本方針・類型別方針をもとに施設整備における現状と課題を整理し、今後の施設の整備方針や年次計画について示すこととします。

1 一般廃棄物処理施設等

施設種類	施設類型	施設名
都市基盤施設	ごみ処理施設	武蔵野クリーンセンター
		むさしのエコ re ゾート
公共施設	公衆便所	吉祥寺駅南口公衆トイレ
		三鷹駅北口公衆トイレ
		武蔵境駅南口公衆トイレ
		桜堤公衆トイレ

2 あり方・整備方針等

公衆便所は駅周辺への設置を基本としており、他の公共施設や民間施設の代替機能についても配慮しながら、将来も適切に維持していきます。駅周辺以外の施設は過去の経緯を踏まえつつ、その必要性を検討します。

武蔵野クリーンセンターについては、引き続き PPP（DBO 方式）により運営する事業者と連携を図りながら、市の責任において、施設整備や運転管理等の指導・監督を行います。

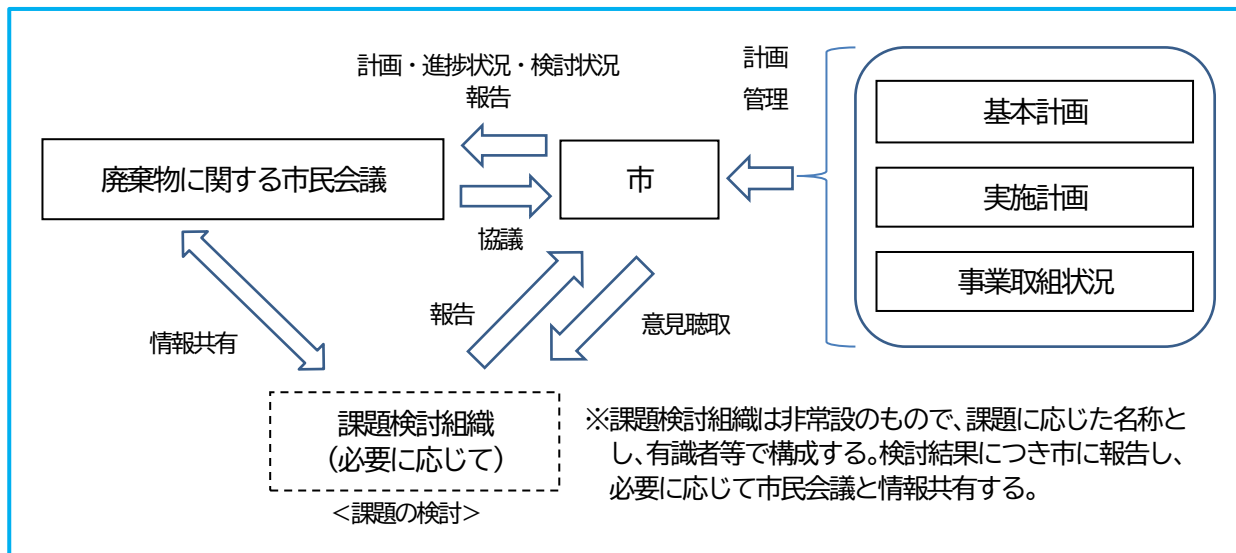
むさしのエコ re ゾートの維持管理は、引き続き市の直営体制で実施します。

Ⅶ 計画の進捗管理体制（本編 19 ページ～）

一般廃棄物処理基本計画に基づき、毎年度実施計画を策定します。

「廃棄物に関する市民会議」は定期的に開催し、基本計画に基づく実施計画及び基本計画の進捗状況について市の報告を受けて協議し、確認を行います。

また、個別課題の検討が必要な場合は、その都度、課題別の検討組織を立ち上げます。



武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 概要版

【令和5年度～令和14年度】

(2023~2032)

令和5年3月発行

武蔵野市環境部ごみ総合対策課

7180-0012

東京都武蔵野市緑町3丁目1番5号 武蔵野クリーンセンター内

TEL 0422-60-1802

FAX 0422-51-9950

Eメール: sec-gomitaisaku@city.musashino.lg.jp